



# 坂口多美子活動ニュース

いのちを守り  
暮らしを支える

新型コロナウイルスの感染拡大によって、大きく暮らしが変化しました。外出自粛や休業要請が広がるなかで、たちまち日々の暮らしや営業を続ける資金に困窮する方たちが悲鳴を上げ、私のところにも様々な相談が相次いでいます。

新型コロナウイルスは感染対象を選ばませんが、感染拡大による犠牲は日の当たりにくいところで生きつないできた方など、社会的弱者に容赦なく降りかかり、この国の社会保障の水準と、在り方が問われていると痛切に感じます。

こういった中で今やらなければならぬことは、急増する生活困窮者へ、



和歌山市議会議員

まずは生活保護をはじめとした制度や施策をしっかりと周知し、活用を呼び掛けることだと思っています。

この間、厚生労働省から生活保護の運用について、できるだけ早く申請につながるように柔軟な取扱いを認めるといふ通知が市区町村に出ています。私は6月定例議会の一般質問で「広く市民に知らせる必要がある」と質しましたが、市当局は「相談に来た人や被保護世帯には説明するが、広く広報するものとは考えていない」としました。

社会保障制度の多くは申請主義のため制度を知らないと利用につながりません。「コロナ禍のもと一つでも二つでも多くの命、暮らしを支えることが何よりも大事で、一刻も早く制度につながる努力を自治体が行うべきだと思っています。」

生活保護は権利です。生活の困った時はためらわず申請していただきたいと思っています。申請のお手伝いもさせていただきますのでぜひご相談ください。



お役立ち情報などの宣伝をしました

「健康のトリビア」  
ナースタミコのつぶやき

＜マスクと熱中症について＞

政府が推奨している「新しい生活様式」では、マスクの着用を求めています。一方、マスクを着用すると熱中症のリスクが高まる可能性があり、適時マスクを外すよう呼び掛けています。

マスクを着用していると、つけ外す手間から、いつもより水分の摂取量が減ってしまう恐れがあるため、普段よりこまめな水分補給を意識していただきたいと思っています。

水分補給と合わせて、大量に汗をかいた際には適度な塩分補給も行い、汗で失われてしまう体内の塩分やミネラルを補うことも重要です。

# 6月議会の報告

## 《国民健康保険の減免制度について》

国は、新型コロナウイルスの影響で収入が減った世帯の国保料の減免制度を創設しました。事業収入等の3割以上の減収が要件で、申請時点までの一定期間の帳簿や給与明細を提出し、収入が確定していない今後については「見込み」で判断することとなっています。

また、収入が3割以上減収するとみなして減免した場合、結果として3割以上の減収にならなかった場合でも減免の取り消しや返金は求めないとしています。和歌山市での運用も同じだと、厚生委員会で私の質問に国保課長が答えました。(介護保険、後期高齢者医療保険も同様です。ぜひ申請のご相談を。下記の図を参照してください)

## 《戸籍住民基本台帳費について》

一般会計補正予算で計上された約4千万円の戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードを普及するために、国から委任された事務に係る予算です。当初予算で約2億1千万円も計上されていたにも関わらず、さらに4千万の上乗せです。マイナンバーの普及率は5月末で14.9%。あまり進んでいない理由は、多くの方が必要性を感じていないとともに、個人情報流出への不安を感じているから



6月定例市議会・厚生委員会での質問の様子

だといえます。普及率を上げるために健康保険証など様々紐づけしていくことが計画されていますが、多くの方が納得していない中、普及ありきのやり方は新たな矛盾を広げるだけだと指摘をしました。

※日本共産党和歌山市議団のホームページにも6月議会の報告を載せています。

### 新型コロナウイルス感染症の影響により 次の要件を満たす方は、 保険料が減免となります。

#### 【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
→ 保険料を全額免除  
(診断書等が必要となります。)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方  
→ 保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件  
世帯の主たる生計維持者について  
(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の種類ごとに収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること  
(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること  
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○ 保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合をかけた金額です。

※計算の基準となる数字等は略しています。HPなどで確認を。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは和歌山市国保年金課にお問い合わせ下さい。(回答に時間を要する場合があります。)

和歌山市 国保年金課

電話：073-435-1057 メールアドレス：kokuho@city.wakayama.lg.jp  
ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP：http://www.city.wakayama.wakayama.jp

## 和歌山県政・市政 報告会を行います

2020年7月23日(木) 14時～

＜場所＞ 土入自治会館

＜報告者＞ 県会議員奥村のり子  
市会議員坂口多美子

主催：日本共産党河西後援会

連絡先・073-454-0538

ご意見など、お気軽にお寄せください

連絡先：日本共産党和歌山市議団073-435-1113